

本計画と官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項との対応関係

官民データ活用推進基本法第8条第6項においては、政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告することとされており、同条第8項において、計画の変更についても準用されている。

これを踏まえ、本計画と、官民データ活用推進基本法第8条第2項各号に定める記載事項である、

- ①官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針（第1号）
- ②国の行政機関における官民データ活用に関する事項（第2号）
- ③地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項（第3号）
- ④官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策（第4号）
- ⑤前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項（第5号）

との関係を、以下示す。

項目名		8条2項1号（官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針）	8条2項2号（国の行政機関における官民データ活用に関する事項）	8条2項3号（地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項）	8条2項4号（官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策）	8条2項5号（前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項）	
第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制	1. 今後のデジタル改革に向けて	(1) デジタル改革の経緯					
		(2) 本計画の位置付け	○				
	2. デジタル社会の形成に向けたトータルデザインと推進体制	(1) デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン	○				
		(2) デジタル社会の形成に向けた推進体制	○				
		(3) 国民の理解を深めるための広報活動等	○				
第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策	1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及	(1) マイナンバーカードの普及、マイナンバーの利活用促進		○	○	○	
		(2) ガバメントクラウド、ガバメントネットワーク		○	○	○	
		(3) 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化			○	○	
		(4) ID・認証		○	○	○	
		(5) データセンターの最適化の実現		○	○	○	
		(6) 情報通信インフラの整備					○
	2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現	(1) 国民目線のUI・UXの実現		○	○	○	
		(2) 公共フロントサービスの提供（ワンストップサービスの推進等）		○	○	○	
		(3) オープンデータの推進		○	○	○	
		(4) 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト管理の実施等	○	○	○	○	
		(5) 国の情報システムの整備・管理		○		○	
		(6) 独立行政法人の情報システム		○		○	
		(7) 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化		○	○	○	
		(8) 準公共・民間分野のデジタル化の推進の方向性	○	○	○	○	
		(9) 準公共分野のデジタル化の推進		○	○	○	
		(10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化		○	○	○	

第2部 デジタル 社会の形 成に向け た基本 的な施 策 (続)	3. 包括的データ戦略	(1) トラスト		○	○	○	
		(2) プラットフォーム		○	○	○	
		(3) データ取引市場とPDS・情報銀行		○	○	○	
		(4) 基盤となるデータの整備		○	○	○	
		(5) デジタルインフラの整備・拡充					○
		(6) 組織					○
		(7) DFFT推進に向けた国際連携					○
	4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保	(1) デジタルリテラシーの向上					○
		(2) デジタルに関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保					○
	5. 新技術を活用するための調達・規制の改革	(1) 新技術を活用するための調達方法の検討		○			○
		(2) 規制改革		○	○	○	
	6. アクセシビリティの確保	(1) 情報通信ネットワークの整備の支援					○
		(2) 情報バリアフリー環境の実現		○	○	○	
		(3) ICT機器・サービスに関する相談体制等の充実					○
		(4) 経済的事情等に基づく格差の是正					○
		(5) 「言葉の壁」の克服		○	○	○	
		(6) 中小企業のデジタル化の支援			○	○	
		(7) 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保			○	○	
	7. 安全・安心の確保	(1) サイバーセキュリティの確保					○
		(2) 個人情報の保護					○
		(3) 情報通信技術を用いた犯罪の防止					○
		(4) 高度情報通信ネットワークの災害対策					○
	8. 研究開発・実証の推進	(1) 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証					○
		(2) データ活用を支える高度コンピューティング技術の研究開発・実証					○
	9. 本計画の検証・評価		○				
	第3部 施策集	冒頭		○			
		I. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及		○	○	○	
II. 国・独立行政法人・地方公共団体が提供する国民向けサービス			○	○	○		
III. 準公共分野における国民向けサービス			○	○	○		
IV. 民間主導で提供する国民向けサービス			○	○	○		
V. 包括的データ戦略			○	○	○		
VI. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保						○	
VII. アクセシビリティの確保						○	
VIII. 安全・安心の確保						○	
IX. 研究開発・実証の推進						○	